

業務長	担当課長	課参事兼 課長補佐	GL	審査日	年月日	設計者
平成 22年度						
業務委託（当月初）設計計畫						
業務名	金沢港船舶運航管理業務委託					
業務場所	金沢港 ほか					
引船（3,500馬力）の運航管理業務 N= 1式						
業務概要						
業務日数				履行期限	平成 23年 3月 31日	
工種区分					附屬図面	
石川県						

入札設計

業 務 仕 様

本業務は、「土木部調査関係共通仕様書」、図面並びに設計内訳、下記の特記仕様により施工すること。

特 記 仕 様

石 川 県

## 1. 仕様書名 金沢港 船舶運航管理業務委託仕様書

### 2. 総則

- (1) 本業務は、石川県（以下「甲」という。）で傭船した引船を港湾の引船業務に就役させるため、請負者（以下「乙」という）による船舶運航管理業務委託契約を行うものである。
- (2) 乙は、港則法（昭和23年法律第174号）、海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）等関係法令を遵守し、この仕様書の規定及び甲の指示に基づき、業務を行うものとする。

### 3. 管理委託する引船の仕様

数　量	引船1隻
船　名	第二いねわし丸
馬　力	3,500馬力(1,750PS×2基)
推進器	ニイガタ ZP-3A型2基
船体寸法	全長 33.90m 幅 9.40m 深さ 4.00m 満載喫水 3.10m
曳航力	前進・後進 52.0トン以上・49.0トン以上
竣工	平成元年9月18日（金川造船株式会社）
航行区域	平水区域（金沢港）
装備	「船舶安全法」に基づく「船舶設備規定」、「船舶救命設備規則」に準じた装備を有する。

### 4. 一般事項

請負者は、下記の事項を履行すること。

- (1) 本業務の履行に当たっては、善良なる管理者の注意義務を持って、安全に留意し、事故が生じないよう正確かつ迅速に引船業務を実施すること。
- (2) 本業務に関する関係官庁等への諸手続は、乙が行うこと。

### 5. 船舶の引渡・返還場所

金沢港（金沢市湊4丁目12 石川県金沢港湾事務所）

### 6. 船舶運航管理責任者等

- (1) 船舶運航管理責任者

乙は、船舶運航管理責任者を定めるものとする。

## (2) 船舶運航管理員

船舶運航管理員は、心身共に健康で、業務を遂行するために必要な資質を備え、次に掲げる必要な要件を満たすものを常時従事させなければならない。

①船長は、6級海技士（航海）以上の資格を有する者1名以上とする。

②機関長は、5級海技士（機関）以上の資格を有する者1名以上とする。

## (3) 船舶運航管理責任者の業務

1) 船舶運航管理責任者は、甲の運航管理業務の指示又は連絡に基づき、船舶運航管理員に業務の履行を指示するものとする。

2) 船舶運航管理責任者は、船舶運航管理員の健康状態に留意し、良好に保つよう努めなければならない。

甲が必要と認める場合は、船舶運航管理責任者に船舶運航管理員の健康状態について報告を求めることが出来るものとする。

3) 船舶運航管理責任者は、船舶運航管理員から事故又は船舶の異常の報告を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、速やかに協議して必要な措置をとるものとする。

## (4) 船舶運航管理員の業務

1) 船舶運航管理員は、船舶運航管理責任者の指示に従い、業務を履行するものとする。また、常に船舶を良好な状態で運航管理するよう努めるものとする。

2) 船舶運航管理員は、船舶運航管理、船体保守整備、機関保守整備、発航前検査、運航管理員の教育訓練等の記録簿を作成し、保管するものとし、甲から提出の要請があった場合は、速やかに提出するものとする。

3) 船舶運航管理員は、船舶に事故又は異常があった場合は、直ちに甲および船舶運航管理責任者に報告するものとし、後日、書面にて提出するものとする。

## 7. 運航管理業務委託期間

管理業務委託期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

## 8. 運航管理業務内容

### (1) 運航業務

1) 船舶を港内で安全航行させるための誘導作業

2) 船舶を岸壁に離着岸させるための引船作業

3) 上記各号の業務を遂行するために必要な船舶運航管理員の雇用

4) その他、甲が必要と認める業務

### (2) 船舶管理業務

1) 船舶の運航前点検及び軽度の技術で可能な整備点検。

2) 船舶の保守管理

①操舵室、客室、船員室、船倉庫、機関室、甲板等の清掃及び整理整頓

②船舶に備えられている主要設備及び属具等の保守点検・補充・交換

- ③主機関及び補機関の潤滑油の補充
  - ④各種ロープ類の補修。なお、本船の曳航ロープ（Φ60mm）は、引張強度試験を実施し、交換時期について把握すること。
  - ⑤定期検査、中間検査、船底清掃・点検、整備、部品交換等の手配、監督及び定期検査・自主点検等実施場所までの回航。  
なお、交換部品等、消耗品は、純正品又は信頼のできるメーカーの製品を使用すること。
- 3) 運航に必要な給水、受電（陸電）
  - 4) 事故処理に関する業務
  - 5) 船舶保険に関する事務
  - 6) その他、「船舶管理委託契約書」に準じる外、甲が必要と認めるもの。
- (3) 報告  
船舶の管理業務を通じて、船舶本体、主要設備、属具及び係船施設に異常が発生した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。
- (4) 経費の負担  
前(1)から(3)項の業務の遂行に必要な経費（消耗品等の購入を含む）は、乙が負担するものとする。  
但し、前(1)から(3)項以外の事由が生じた場合は、両者協議のうえ費用負担を決定するものとする。

## 9. 甲が実施する項目

- 次の事項が必要となった場合は、乙は甲に申し出るものとし、甲は必要と認めるときは速やかにその措置をとるものとする。
- (1) 係留用アンカー及びチェーン等の点検整備
  - (2) 係留施設、受電施設の整備及び保守点検
  - (3) 前各項以外で乙の責任によらない修理等

## 10. 船舶保険の加入

- (1) 乙は、本船の保険（船舶保険、船主責任保険等）に加入しなければならない。保険の内容は、船舶保険価格は2億円以上、填補範囲 第6種条件とする。
- (2) 乙は、前項の手続きが履行された場合は、速やかに保険証書の写しとその費用を証する書面を甲に提出するものとする。

## 11. 運航管理業務の検査及び費用の支払い

本業務の検査は、甲の運航管理実績の確認をもって検査合格とする。運航管理業務の費用の支払日及び支払方法については、「船舶管理委託契約書」第一部⑪欄(2)に示すとおりとする。

なお、船舶運航管理責任者及び船舶運航管理員の福利厚生、災害補償等に係わる身

分的保障については、すべて乙の責任とする。

## 12. 緊急運航に伴う体制

乙は、災害時等緊急運航が必要な場合に備え、直ちに運航が可能となる連絡体制及び運航体制を確保する。

## 13. 定期検査、中間検査、船底掃除・点検・整備等

- (1) 定期検査および中間検査後 1.5 年経過後、速やかに入渠させ、船底清掃・点検・整備等を行わなければならない。
- (2) 定期検査、中間検査、船底清掃・点検・整備等（以降、検査・点検・整備等とする）の費用は、乙が負担するものとするが、乙は、複数の業者から見積を徴収し、費用、検査内容、時期等について遅滞なく甲と協議しなければならない。  
検査・点検・整備等を実施する工事業者については、上架工事前に甲に報告すること。

## 14. 引継

乙は、履行期間の最後の 1 ヶ月に際しては、通常の業務を行うほか、業務委託を実施する上で必要な事項について、甲の指定する者に引き継がなければならない。

## 15. 船舶運航管理計画書の作成及び報告書の作成

- (1) 乙は、船舶管理委託契約書提出後、速やかに「船舶運航管理計画書」を 2 部提出し、その承認を得ること。なお、船舶運航管理業務は、本計画書に則って実施するものとする。
- (2) 「船舶運航管理計画書」には、①管理組織体制及び業務実施体制、②船舶運航管理責任者及び船舶運航管理員の雇用・配乗管理（名簿、資格証、経歴書写し等）、③船舶の安全管理、④環境保全管理、⑤船舶・設備の保守管理、⑥緊急事態への対応、⑦教育及び訓練の各項目について管理目的、管理方針、管理手順を明記すること。
- (3) 乙は、甲と協議し、県が所有する引船の配船予定表を作成し、甲に提出すること。
- (4) 乙は、毎月末に当該月の運航管理記録を 1 部甲に提出し、確認を得ること。
- (5) 乙は、期限満了後、速やかに業務完了報告書及び船舶運航管理、船体保守整備、機関保守整備、発航前検査、運航管理員の教育訓練等の記録簿を甲に 2 部提出すること。
- (6) 上記各(1)～(5)項において必要となる費用は、乙の負担とする。

## 16. その他

- (1) 船員法適用除外

乙は、船舶の運航管理が開始される平成 22 年 4 月 1 日から当該引船が確実に船員

- 法適用除外となるよう遅滞なく事前の手続きを行うこと。
- (2) 上記各(1)項において必要となる費用は、乙の負担とする。
- (3) 本仕様書及び船舶管理委託契約書に定めのない事項のうち、契約上、特に必要な事項については、別途、協議の上定めるものとする。

運航管理委託費内訳表

費目工種種別細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
金沢港船舶運航管理業務				0001	
運航管理委託費				0002	
労務費	式	1.000		0003	
船長	式	1.000			明細 第1号
機関長	式	1.000			明細 第2号
直接委託費計					
維持管理費	式	1.000			明細 第3号
共通仮設費(率分)	式	1.000			

運航管理委託費内訳表

費目工種種別細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要要
共通仮設費計	式		1,000		
現場管理費(率分)	式		1,000		
現場管理費計	式		1,000		
委託原価					
一般管理費等	式		1,000		
業務価格					
消費税相当額	式		1,000		
委託費計					

## 明細 第 1号

労務費

1,000 式 当り

## 明細書

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 領	摘要	要
船 長		ヶ月	12.000				X00001
	計						

## 明細 第 2号

労務費

## 明細書

1,000 式 当り

名 称 規 格		単位	数 量	単 価	金 額	摘要	要
機関長		ヶ月	12.000			X000002	
計							

明細 第 3号

維持管理費

1.000 式 当り

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘要	要
維持管理費		式	1.000			X00003	
計							